

厚生常任委員会

平成26年12月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	坂口 徹
中西 議長		

2. 欠席委員

紀 良治

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 係 長	大野 彰彦
健 康 対 策 課 長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	福田 善行
住 民 課 長	岡村ひとみ	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、辻委員

委員長

おはようございます。

ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、紀委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

はい、ありがとうございます。

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、坂口委員、辻委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番の付託議案についてを議題といたします。

1つ目です。議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご

了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（要旨）でございます。

介護予防支援事業は、介護保険の要支援認定を受けた方に対する介護予防サービス計画の作成や、サービス事業者との連絡・調整など、介護予防ケアマネジメントを行う事業でございます。町が指定した地域包括支援センターが実施することとなっております。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正され、これまで政省令によることとされていた指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援、以下、説明におきまして「指定介護予防支援等」とさせていただきます。この事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、市町村の条例により定めるものとされたことに伴い、本町の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

それでは、主な制定内容についてご説明いたします。

まず、本条例の趣旨、第1条関係でございます。

本条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援事業者の指定に必要な要件を定めるものでございます。

次に、（2）番、指定介護予防支援事業者の指定要件、第2条関係でございます。

一般原則として、指定介護予防支援事業者は法人といたします。こちらは、介護保険法の規定により、省令の基準に従って定めるものでございます。また、町独自の基準といたしまして、暴力団を排除する要件を定めるものでございます。

具体的には、当該法人の役員等として、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者等、事業を行う者に対し支配力を有する

ものと認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法でございますが、そちらに規定する暴力団員、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならないことを定めるものでございます。

次に、（３）基本方針、第３条関係は、指定介護予防支援の事業が、その利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならないこと等を定めるものでございます。

次に、（４）番でございます。人員に関する基準、第４条・第５条関係は、指定介護予防支援事業者の従業員の要件及び員数、管理者の設置について、（５）番、運営に関する基準、第６条から第３０条関係につきましては、内容及び手続きの説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応といった政省令に従うべき基準及びその他政省令を参酌すべき基準に従い、指定介護予防支援事業所の運営に関する基準を定めるものでございます。

裏面にお移りいただけますでしょうか。

続いて、（６）番でございます。指定介護予防支援の基本取扱方針、第３１条関係でございます。

指定介護予防支援が、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならないこと、また、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならないことを定めるものでございます。

（７）番、指定介護予防支援の具体的取扱方針、第３２条関係は、本条例の基本方針及び基本取扱方針に基づき、介護予防サービス計画の作成の指定介護予防支援の具体的な取扱いの方針について定めるものでございます。

次の（８）介護予防支援の提供に当たっての留意点、第３３条関係は、介護予防支援の実施に当たり、介護予防の効果を最大限に発揮するため

に留意しなければならない事項について定めるものでございます。

(9) 基準該当介護予防支援に関する基準、第34条関係は、指定介護予防支援の事業に関する規定を基準該当予防支援の事業に準用することについて、最後に、(10) 委任、第35条関係は、委任条項を定めるものでございます。

以上が本条例の主な制定内容でございますが、第2条の暴力団の排除の規定を除き、現在、施行されている国の政省令の基準と同様となっていることにつきまして、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、暴力団の排除の規定につきましては、同じく介護保険の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定事業者に係る基準を定める条例におきましても同様の要件を定めるための条例改正について本定例会に上程をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、本条例の施行期日でございます。本条例は平成27年4月1日から施行してまいります。

以上、議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。何か質疑、意見、ございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 これ、もともと政令によってということで、条例化するということで、このことによって事務量っていうのが、暴力団、あれ要りますけども、以外で何かその辺で。法改正したらいちいち改正してこんなんという点もあるけど、この基準によって、運営する自体は変わらないということで。

福祉課長 この事業に関しましては、もともと町のほうの指定となっております

ので、今回の条例の制定による事務の変更というか、いうものはございません。

辻委員 改正内容で、今、暴力団の話ありましたけども、この暴力団の把握というのは、恐らく難しいのかなっていう気もします。この辺の、あと、いろいろ今後の改正でも出てきますけど、包括にも出てくるし、議案第47、48出てきますけど、その辺の把握というのかな、その辺の対応というのはどないされるのか。

委員長 池田副町長。

副町長 どの、いろいろな指定の業者でも一緒です。いろんな条例で町と暴力団排除、これはもう暴対法の関係でやっております、例えばそういう疑わしき場合につきましては、西和警察と協定を結んでおります、氏名等を照会しましたら、向こうのほうから、これは暴力団ですよということを照会ありますので、それを受けまして、その指定業者につきましては当然、その時点で指定を解除すると。これについてはどの市町村も同じような取り扱いになっておりますので。

辻委員 役員のところ、この人は暴力団というのなかなか町村で見にくいということで、その辺の対応もやっぱり十分していただくということで、あとの議案にもありますけども、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに委員のほうで、質疑やご意見、ございますでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2番目の議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についてご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の末尾から2枚目、斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、以下「第3次一括法」とさせていただきます。この法律によりまして介護保険法が改正され、

これまで政省令によることとされていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員に係る基準及び当該職員の員数等の基準を市町村の条例で定めるものとされたことに伴い、本町の地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものでございます。

それでは、主な制定内容についてご説明いたします。

初めに、本条例の趣旨、第1条関係でございます。

本条例は、介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものでございます。

(2) 定義、第2条関係は、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によることとすることを定めるものでございます。

続いて、(3) 基本方針、第3条関係でございます。1つとして、地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。

また、2つとして、地域包括支援センターは、斑鳩町地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保することを定めるものでございます。

この基本方針の内容につきましては、国の省令の基準と同様となっております。

次に、(4) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数、第4条関係でございます。こちらにつきましては、地域包括支援センターが担当する区域内の第1号被保険者の数に応じ、必要とするセンターの人員配置基準を定めるものでございます。

裏面にお移りいただきまして、人員配置基準表をごらんいただけます

でしょうか。

こちらの表は、表の左側が担当する区域における第1号被保険者の数、表の右側が人員配置基準としてそれぞれ第1号被保険者数に応じた保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった職員の資格等に関する基準及びその員数をお示ししたものでございます。

まず、第1号被保険者数が6,000人未満の各区分でございますが、この区分につきましては、従うべき基準として省令でその基準が定められており、当該省令と同様の人員配置基準を定めております。

次に、第1号被保険者の数が、おおむね6,000人から9,000人未満の各区分でございます。こちらの各区分の人員配置基準につきましては、現在、本町の地域包括支援センターが担当する第1号被保険者数の状況等から、町独自の基準として定めるものでございます。

それぞれ、従うべき基準であるおおむね3,000人以上6,000人未満の人員配置基準の人員に、資格を有する職員を加えるよう、その基準を定めております。

まず、第1号被保険者の数がおおむね7,000人未満では、3,000人から6,000人未満の人員配置基準の人員に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等及び介護支援専門員のうちから1人または2人を加えた員数、7,000人以上8,000人未満では、保健師等の資格者2人を加えた員数とし、うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とすることとしております。

また、8,000人以上9,000人未満では、専らその職務に従事する常勤の保健師1人と、その他資格等を有する職員1人を加えた員数を人員配置基準としております。

次ページにお移りいただきまして、(5)委任、第5条関係でございます。こちらにつきましては、委任条項を定めるものでございます。

以上が、主な制定内容でございます。

続いて、施行期日でございますが、本条例は平成27年4月1日から施行してまいります。

以上、議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業

の実施に係る基準に関する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 辻委員。

辻委員 人員配置の基準で当町はどんな、この、おおむね7,000以上と、未滿なるのか、以上なるのか、その辺。

委員長 現在の第1号被保険者の数ですね。 本庄福祉課長。

福祉課長 本町の現状でございます。平成26年9月末現在、第1号被保険者数の数は7,858人となっております。

辻委員 町は、普通やったらこれ、基準では2つ置かんなんというふうになるけども、町独自では、町のは1か所でええということになったんかな、これは。

委員長 2、3万人に対して1か所やからね。一応、答弁してもらわなあかんけど。 本庄福祉課長。

福祉課長 地域包括支援センターの設置数でございます。基本的には、国のほうで、日常生活圏域を配慮して設置すると、このようになっておりまして、介護保険の計画の中で、協議会ともご相談をさせていただいて、日常生活圏域は1つというふうにさせていただいております。

また、別途、おおむね人口2万人から3万人に1箇所ということになっておりまして、現在は、当町の地域包括支援センターは1か所の設置となっております。

辻委員 それともう1つ。これ、今、保健師と社会福祉士、主任介護支援専門

員になっていますけども、多分保健師、今、常勤はないのか、その辺と、今の体制でうまくいっているのかどうかだけ、常務理事もおられますので、その辺だけで。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 現在、この地域包括支援センターにつきましては、町の社会福祉協議会に委託をしておるところでございます。その中で、委員ご指摘のように、経験のある看護師が配置をいたしておりましたけども、現在、退職をいたしまして、保健師あるいはそういう地域包括の経験のある看護師の募集をしているところでございます。この間、この専門職については欠員となっておりますことから、町の福祉課の介護高齢福祉第2係長の羽根田久枝が保健師の資格を持っておりまして、この業務を総括的に管理をしているという状況で務めさせていただいておりますので、現段階では問題はありません。

ただ、あとで報告のところでご説明をいたしたいと思っておりますけれども、今後、地域包括ケアシステムを構築していく中で、これらの地域包括支援センターの業務というのは、多岐、多忙になってまいることから、これらの強化は今後図っていきたいというふうに考えているところでございます。

辻委員 各課報告でまた報告もありますけども、これから大事な仕事になりますので、その辺の充実をやっぱりしていったって、委託でええのか、直営でええのか、担当していたところは委託やいうことでさせてもらうけど、これだけ仕事ふえてきたら、今後やっぱり考えることも必要だと思う、今すぐでない、やっぱり今後考える、人員配置もありますので、今後やっぱり考えることも必要かなということだと思っておりますけども、その辺また対応よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに、委員皆さんのほうで何か質疑、ご意見ございますでしょうか。

(な し)

委員長 そうしたら、ちょっと私も確認をさせていただきたいと思います。一号被保険者の数、先ほど課長のほうから7,858ということでしたが、そうしますと、この表で言うと、7,000人以上8,000人未満というところに斑鳩町は当たるのかと思うのですが、今、少し、看護師のところでの不備があると、退職によって不足している部分もあるので、対策はとっているというものの、この条例は来年の4月1日からの施行になっていきます。ここで、3人の常勤、これ、基本的に常勤かなと思うのですが、それプラスですね、その斑鳩町に当てはまるところを見るとプラス2人、そして1人は常勤、こういう員数を加えなさいということになっております。

ということはですね、現在の体制、もう前々から私は地域包括支援センターについてはいろいろな意見申しあげてきましたけれども、現在の体制が何人の体制になっているか、そして、本当に来年度からこの条例どおりの体制がとれるのか、センター長の考え方も含めてですね、ちょっとここは再度お聞かせいただきたいと思いますと思うのですが。 池田副町長。

副町長 さっき植村部長のほうから、今後の充実策も考えているというご答弁させていただいておりました。後ほど、今、委員長が申されましたように、説明させていただきます地域包括ケアシステムがございます。これにつきましては、2025年問題に向けて非常に大事な問題でございますので、やはり町といたしましても、この条例が施行される4月1日となっておりますので、それに向けまして、この体制整備の充実につきましては次回の2月委員会でもお示しさせていただいて、その充実のあり方についてご相談を申しあげたいと考えております。

委員長 そうしましたら、これからさらに進めていく、検討していく中で、2月の委員会でということですので、十分に人員配置について、そしてま

た、いよいよ大変な業務になってくるセンター長のあり方についてなども含めましてですね、また十分にご検討をいただきまして、ご報告もしていただきたいと思います。

ほかに、よろしいございますか。

(な し)

委員長

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、3つ目です。議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

恐れ入りますが、お手元の資料1をごらんいただけますでしょうか。
本年9月18日に、国民健康保険税の適正な税率について斑鳩町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、本年11月6日付で答申をいただい

ております。この答申に基づき税率の改定を行うものでございます。

内容につきましては、改正内容の説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。なお、付帯意見の説明につきましても、前回の委員会でご説明を申しあげておりますので、説明のほうは割愛させていただきます

それでは、改正内容についてご説明を申しあげます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の末尾にある要旨をごらんいただけますでしょうか。

まず、1の主な改正内容でございます。

答申にありますように、基礎課税分の税率は据え置き、後期高齢者支援金分及び介護分の税率を改定するものでございます。

後期高齢者支援金分では、資産割は据え置き、所得割額を現行の1.6%から2%へ0.4%引き上げるものでございます。

均等割額では、現行の7,200円から9,700円へ2,500円引き上げるものでございます。

また、平等割においては、特定世帯・特定継続世帯以外の世帯で、現行4,800円から7,200円へ2,400円引き上げるものでございます。特定世帯及び特定継続世帯の税額は、表の欄外の米印で説明を入れおります軽減割合をそれぞれ乗じた額となっております。

次に、介護納付金でございます。資産割は据え置き、所得割額を現行の1%から2.2%へ1.2%引き上げるものでございます。

また、均等割においては、現行の5,400円から8,400円へ3,000円引き上げるものでございます。平等割額では、現行の4,500円から5,800円へ1,300円引き上げるものでございます。

次に、裏面をお開き願えますでしょうか。

(2)の後期高齢者支援金分及び介護分の税率改定に伴う軽減額でございます。

所得の状況に応じて7割から2割、保険税が軽減される場合がございます。それらについても税額の改定を行っております。

税額の算定方法について、7割軽減を例にとりてご説明を申しあげま

す。後期高齢者支援金分の均等割額9,700円に70%を乗じた額、6,790円が減額され、2,910円が均等割の額となるものでございます。

次に、平等割額においては、特定世帯・特定継続世帯以外の世帯で平等割額7,200円に70%を乗じた額、5,040円が減額され、2,160円が均等割の額となるものでございます。また、特定世帯及び特定継続世帯の税額は、先ほどの表欄外の米印で説明を入れております軽減割合をそれぞれ乗じた額が軽減額となるものでございます。

介護納付金分の均等割及び平等割額についても、それぞれの税額に70%を乗じた額が軽減額となるものでございます。以下、5割及び2割軽減についても同様に計算した額が軽減額となっております。

最後に、施行日でございますが、平成27年4月1日でございます。

以上で、国民健康保険税率の改定につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。委員皆さまのほうで何かお尋ねになりたいこと、ございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員 答弁はもう要りませんが、今まで収納でいろいろな、コンビニ収納とかペイジー収納して努力していただいています。そのために収納率も上がってきているということで、大変ご苦労かけていますけども、監査委員さんの意見書にありますように、現年度はそないしてもういろいろ対策していただいて。まあ、現年度することによって滞納が減ってくるということでもありますけども、運営委員会のほうで付帯意見というのが付いていますように、やっぱり滞納整理を十分していただくように。前回は聞かせてもらいましたけども、やっぱり国の補助も十分活用する方向で、いろいろ難しい問題あると思いますけども、その辺も活用しながらやっぱり滞納整理を十分していただく。以前やったら国道に納期内納付という大きい看板も付けてされています。それを、いろいろな国の補助も活用しながらされてきましたけども、今後、滞納整理、これはや

っぱり課税の公平ということになりますので、やっぱり善良、ちゃんと納期に納めてはる人とのバランス、公平性もありますので、その辺も十分、今後ちょっとでも滞納整理をしていくということで、よろしく願いしたいと思います。以上です。

委員長 答弁はよろしいですか。

(「もう答弁はよろしいです」と呼ぶ者あり)

委員長 辻委員。

辻委員 それと、現状ですけども、なかなかちよつとこう、斑鳩町1千万ありますので、これはもう答弁は要りませんけども、ひとり言で。医療費のね、基準所得というのがね、各町によってこう、ばらばら。前に参考資料でもうたやつ、10ページですけども、これ、斑鳩町は国保の基準収入が、やっぱり平群町とか王寺町、河合町、この辺のやっぱり国保の加入者のその辺の層によって変わってくるので、これ大変、その辺の。こなん所得上げよと言うてもなかなか上げられませんので、その辺もやっぱり十分今後の推移としながら、その辺も勉強しながら国保のほう。この4番に書いてある税率との定期的な見直しありますよね、その辺も関係しながら、この辺も各町の調査をしながら今後の対応をお願いしたいと。

委員長 要望ですね。

辻委員 要望だけで。

委員長 要望ですか、はい。
ほかにございますか。 小林委員。

小林委員 今回の値上げについては賛成なんですけれども、今回こういうふう
に値上げされてもですね、やっぱり根本的な解決にはならないのかなとい
うふうに思います。

その中でですね、やっぱり付帯意見というのが上がってきていますけ
れども、その中の2番についてですね、やっぱりこういう努力をしてい
かなければいけない、しかし、今の現状では改善にはならないというこ
とでですね、やっぱり手段が、新しい手段があるのかなというふうに思
うんですけれども、今後この提言を受けて、この2について、今後どの
ように考えていくのか、新しいやり方を考えておられるのかについてと、
もう1つ、3番目の制限についてですけれども、斑鳩町の国民健康保険
証には、初めから印字、ジェネリック医薬品を使ってくださいねという
印字がされていませんけれども、先進地ではやっぱり、財政の厳しいと
ころでは、初めから保険証に印字しているという自治体もあるんですけ
れども、その点について斑鳩町としてはどのように考えていくのかとい
うことをお聞かせいただきたいと思います。

委員長 山崎国保医療課長。

国保医療 まず、1点目の受診率の向上等の関係でございますが、検診、平日に
課長 行っておるわけなんです、どうしても現役の世代の方が仕事のために
受診しにくいというような現状もございますので、土曜日、日曜日に検
診ができるような体制を検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

そして、3点目のジェネリックの関係なんです、これにつきましても、
保険証を発送するときにシールを同封しております。それで、それ
をはっていただければ、かかりつけのお医者さんでわかるようにはなる
と思うのですが、なかなか全ての人にはっていただけていないという状
況もございまして、はっていただけるようなことの文書なども同封して、
普及に努めてまいりたいというふうに思います。

小林委員 私がですね、やっぱり高齢者の方々とお話しする中でですが、そもそもその年配の方々の意識がですね、やっぱり斑鳩町の財政はいい、国保の財政もいいというふうに思われている方が多いので、どうしてもジェネリックを自主的に頼まれる方っていうのがなかなか少ないみたいなんです。お医者さんもやっぱりジェネリック禁止、このお薬はジェネリックは無理ですというふうに書かれる場合もありますし、国のほうがですね、薬局に努力義務として一定のジェネリックを使いなさいというふうに指導していますけれども、やっぱり薬局側からの指導でジェネリックというのはなかなかしにくいのかなというふうにも思いますので、やっぱり厳しい財政状況ということを鑑みればですね、国民健康保険証に初めから印字するっていうのは無理なんですかね。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 ジェネリック医薬品につきましては、基本的には処方箋に何もなければ、基本的にはジェネリックがあると。委員おっしゃいましたように、お医者さんがジェネリックはだめですよというふうに書かされた場合には、これは医師の診断がそうでありますので、薬局のほうもそれに従わざるを得ないという事情があります。ですから、お医者さんがそう書かされたら、もうそれは仕方ございません。ただ、基本的には薬局のほうも、処方箋に何も書いていなければジェネリックにしましょうというようなことは、薬局のほうでもうどんどん進められていることです。それから、一部、医師会の先生方の中には、ジェネリック医薬品の成分は同じなんですけれども、製造方法、例えば、錠剤のものであれば、その固め方については、ジェネリックでは特段規定がないので、その固め方とか、体内に入ったときの溶け方、それらの違いによって、やはりジェネリック医薬品ではなく新薬のほうがいいということで、おっしゃる先生方もおられます。私どもの医師会懇談会の中でも、幾度かジェネリック医薬品についての、もう少し啓発を大々的にやっていきたいといった中で、医師会側から、それは控えていただきたいという話もございました。

そういう中で、現在、国保医療課が、今、体制をとらせていただいているという状況でございますが、今後、ジェネリック医薬品については、医師会の先生方ともよく話し合った上で対応をしていきたいというふうに考えております。

小林委員　日本の医療制度の改革って、医師会側からの自主的な改革をお願いしている部分が多いんですけどもね、今、部長おっしゃっていただいたような現状だと思うんですけども、薬局関係の実情もやっぱり、なかなか薬局のほうからも言いにくいという現状がある中でですね、となってきましたら、やっぱり当事者たちの、患者さんたちの意識を変えていく努力がもっともっと必要ではないのかなというふうに考えております。そういう、何か、意識のやっぱり改革というか、啓発活動というのをもっともっと町として取り組んでいかなければ、この問題についてはなかなか今後も、保険料の値上げをしていってもなかなか難しいのかなというふうに考えていますので、そういう意識改革をですね、町のほうにお願いをさせていただきます。

委員長　それは、最後、意見として。

小林委員　はい。

委員長　ほかに、委員の中で何かございますか。

(な し)

委員長　1点、私、ちょっと確認させていただきたいんです。今議会でですね、この条例が改正されましたら、国民健康保険加入者に対しましてですね、また周知をしていただかなければならないというふうに思うんですが、今後の周知の方法ですね、今議会でこれが成立すれば、どのように周知をしていくというふうにお考えになっているのか。やはり加入者にご理

解、ご納得していただくこととしては、その周知の仕方っていうのは非常に大切だと思いますので、その辺の考え方はどういうふうにしようと考えておられるのかお尋ねをしておきたいと思います。

山崎国保医療課長。

国保医療課長 加入者、住民への周知でございますが、一応2月の広報で掲載をしまいたいというふうに考えております。同じくホームページについても載せていきたいというふうに予定はしております。

委員長 そうですね。それで、2月広報で載せたとして、これ、非常にわかりにくいですね、医療分や介護分や支援金分やいうてなっていて、その税率がこう変わりますよとか、均等割りこうですよとか、平等割こうですよとか、いろいろ税率で載せていただいても、非常にわかりにくいのではないかなということの中では、ひょっとしたら問い合わせがたくさんくるのではないかなというふうなことも思うんですね。ですから、そういう体制、問い合わせが来たときに、じゃあ自分はどうなるんだろうと、やっぱり生活かかっている方、低所得の方については、とてもうそういう公共的な料金、税金払うのに、本当に高くなればなるほど生活が追い詰められますので、問い合わせなどもたくさん来るかもわかりません。そういったときにですね、きちっとした対応ができるような体制をやっぱり整えていただくっていうことが重要だというふうに私は思いますので、担当課におかれてはその努力をしていただけるように、問い合わせへの対応っていうこと、十分考慮してください。これは要望ですが。ほかに、よろしいございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもって質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、4つ目です。議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の末尾にある要旨をごらんいただけますでしょうか。

被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年11月19日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、出産育児一時金の支給について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で出産する場合に加算する額を現行の30,000円から16,000円に引き下げるものでございます。

また、現行の給付総額420,000円を維持するため、基本額を現行の390,000円から14,000円を引き上げ404,000円とするものでございます。

なお、施行期日は平成27年1月1日でございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何か。
小林委員。

小林委員 掛金の余剰金を充当するというので、今回こういうふう引き下げられたことに対して特段の、まあいいんですけれども、奈良県のほうです。これに関して、出産費用の最高額とか、最低額とか、平均値っていうのは、これに関連して情報載ってましたのでね、当町としては、一体斑鳩町の住民さんは出産費用って、平均とか、いろいろ提出されたのかなと思うんですけれども、斑鳩町の住民の場合の平均額、最高額、最低額っていうのは、わかっているようでしたら教えていただきたいんですけれども。

国保医療 ちょっと統計的に数字を整理しておりませんので、ちょっとわからないというところで。
課長

委員長 医療機関も、このごろ付帯サービスとか付けたりしてえらい高額に取らるような病院とか、そういうのもありますのでね、いろいろだろうとは思いますが、今、委員の質疑に関連していますけど、これね、42万円の出産の一時金。この、たまにはこの42万円に満たない請求っていうのかな、そういうのはひょっとしたらあるんじゃないかなと。もう大体、ほとんどの人が42万円、今まで払ってきていると思うんですけどね、たまにここに至らない場合もあるのかなと。そういう場合はどんなケースが、そういう、42万円に届いていないという状況になるのかなっていうのが。ちょっと先ほどに関連して。最低ラインですね、だから。

国保医療 海外で出産されるとか、死産された場合が主に、この、今、委員長が

課長 おっしゃっているようなケースに該当してくるものでございます。

委員長 そうしたら、普通に国公立の病院であったり、そういう病院で出産したとしても、もうたいていの出産についてはこの費用に達すると、普通分娩であれば達するというふうに、あれですね、考えればよろしいんですね。

国保医療課長 おっしゃるとおり、普通に出産されれば、当然この額。

委員長 はい、わかりました。
ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、5つ目です。議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

本条例につきましては、本町が指定する介護保険の地域密着型サービス事業者に関し、暴力団を排除する要件を定めるため所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（要旨）でございます。

斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例に、地域密着型サービスの事業を行う者の役員等が暴力団員等であってはならないこと等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、当該事業を行う者の役員等が、暴力団対策法に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならないことを新たに規定するものでございます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行してまいります。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
よろしいですか。この条項については、先ほども、もう既に質疑も出ておりますので、よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、6点目です。議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 本条例につきましても、本町が指定する介護保険の地域密着型介護予

防サービス事業者に関し、暴力団を排除する要件を定めるため所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に、地域密着型介護予防サービスの事業を行う者の役員等が暴力団員等であってはならないこと等を定めるため所要の改正を行うものでございます。

本条例につきましても、議案第47号と同様に、当該事業を行う者の役員等が、暴力団対策法に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有するものであってはならないことを新たに規定するものでございます。

本条例の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行をいたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

委員皆さま方にはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、7つ目といたしまして、議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の内容につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開き願えますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金では、第1目一般会計繰入金で、人事異動による人件費に係る事務費で職員給与費等繰入金274万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願えますでしょうか。

歳出予算の補正についてでございます。

初めに、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、人

事異動及び人事院勧告による人件費、所要額283万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく第2項徴税費、第1目賦課徴収費で、人事院勧告による人件費、所要額9万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

国保医療
課長 補正予算の説明については、以上でございます

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
特にごございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、8番目です。議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正予算の内容は、人事院勧告による給与改定及び人事異動等に伴う人件費所要額の予算補正と、それに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものでございます。

それでは、補正予算書に基づき説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをごらんいただけますでしょうか。

初めに、歳入の予算補正でございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金90万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

6ページにお移りいただきたいと思っております。

続いて、歳出の予算補正でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、人件費所要額として90万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

その内訳でございます。第2節の給料が42万6千円、第3節職員手当等が27万3千円、第4節共済費が10万6千円、第19節負担金補助及び交付金が9万8千円のそれぞれ減額となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算総則を朗読させていただきます。

（ 予算総則朗読 ）

福祉課長 以上、議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、9番目、議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。
まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

環境対策 課長 続きまして、2枚目を朗読をいたします。

(工事請負契約締結内容朗読)

環境対策
課長

本議案につきましては、平成24年3月末をもちまして、町によりますごみ焼却処理を廃止をいたしましたことに伴います衛生処理場焼却棟解体撤去工事であり、予定価格が5千万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

今回、工事を実施いたしますのは、幸前2丁目に所在をいたします衛生処理場のうち、鉄筋コンクリート造の焼却棟、建築面積1,315.136平方メートル、及び鉄骨造の灰固化棟、建築面積が58.73平方メートル、そして、鉄筋コンクリート造の煙突、高さ40メートルの解体撤去工事であります。

契約の方法につきましては、制限付一般競争入札ということで、3社からの入札参加の申し込みがございまして、それぞれ入札参加資格が認められ、去る10月10日に郵便によります制限付一般競争入札を実施したところ、3社とも応札されました。

その結果、飛島建設株式会社奈良営業所が最低見積価格で応札をされましたが、応札額が低入札調査基準価格を下回りましたことから、低入札調査を実施をしたところであります。

その低入札調査は、低入札価格調査制度に係る事務取扱要領によります調査項目におきまして、応札者より資料の提出を受けるとともに、応札者へのヒアリング及び関係機関への照会等の調査を実施をしております。

ヒアリングにつきましては、10月31日、応札者であります飛島建設株式会社から4名が出席され、町からは入札担当課の企画財政課、工事担当課の環境対策課がそれぞれ出席して実施をしているところであります。

応札者からは、その価格により応札した理由として、1つとして、解体工事等各工種に応じて、長年の協力関係にある専門業者や協力会社と効率的で信頼できる施工体制の構築が可能なこと。2つとして、ごみ処

理施設の解体工事等の同種同規模工事の施工実績が多数あり、施工歩掛りや低価格での施工を可能とする技術的なノウハウを有していること。3つとして、本工事に係る現場管理費は、経験豊富な技術者を配置し、効率化を図ることで管理費を低減できること。4つとして、ダイオキシン類やアスベストの無害化処理など新技術開発に取り組み、ISO9001やISO14001などを取得し、安全管理体制に加え、品質、安全、工程などの条件を満足させた上で施工可能な価格の範囲内での見積りであることといった説明がなされました。

そのことに加えまして、応札価格の積算書及び提出された関係書類、あるいは施工実績や経営状況等々について調査を行い、特段問題がないことを確認をしております。

また、西日本建設保証協会株式会社へ照会を行った結果、一部上場の企業で、経営状況についても特に問題なしとの回答を得ております。

以上の調査を行いました結果、当該応札価格によりまして契約内容に適合した履行がなされると認められることから、飛島建設株式会社奈良営業所所長重金治彦と、2億6,784万円、落札率82.7%の工事請負契約の締結をお願いするものであります。

なお、発注後におきましても、施工計画、施工体制、施工状況等々を監督し、適正に解体撤去工事が行われることを監理してまいりたいと考えているところであります。

以上で、議案第55号衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
宮崎委員。

宮崎委員

ちょっと確認なんですけどね、これ、焼却場というのは、もう斑鳩町で多分、これで解体することはないとは思うんですけど、今、課長の説

明で、あとのことはちゃんと見てくれるということで、これ、ダイオキシンとか、あれ、レベルが多分あったと思うんですけど、それで解体の方法が全部変わってくると思うんですけど、それは斑鳩町、多分仕様書に書いているとは思いますが、今の話やったら、解体方法を変えるようなことができるようなことが思ったんですけど、その点についてはどういうふうにお話しされたんか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

環境対策課長　ごみ焼却施設の解体につきましては、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて、そのレベルに応じて解体することが決まっています。

斑鳩町の場合、焼却棟と焼却炉付近についてはレベル3でありますので、保護具、また、解体の作業等が指定されております。そういったことで、仕様書にもそのレベルを書かせていただいて、それに準じた作業をするように指示をしているところであります。

委員長　よろしいですか。

ほかに。　中川委員。

中川委員　この工事をするに当たって、地元から何か意見や要望等は、出たるとか出ていないとか、そんなんありますか。

環境対策課長　低入札調査が終わってこの業者が履行できるという判断をしたのが1月6日であります。それ以後、各4自治会の自治会長さんに、それぞれ工事の概要、まだ詳しいスケジュールは示されておりましたが、一定の説明をさせていただいて、幸前自治会からは、住民の方々にスケジュールが決まったらそれをお知らせしてほしいというご要望はいただいておりますけど、それ以外の3つの自治会につきましては、特段いただいているところではありません。

委員長　よろしいですか。

ほかによろしいですか。　辻委員。

辻委員 昨日かおととい、テレビで残土処理で、何かテレビでえろう報道して、その残土受けたところが大変危険なところもあるさかい、その辺のやっぱり、残土のこの処分先いうの、こんなん、ここで決まってあるのかな。そういうところ、その辺の指導はどんなふうにされているのか。

環境対策課長 残土の処分先まで指定はしておりませんが、当然、産業廃棄物の許可をお持ちかどうかの確認は、搬出される前には確認させていただきます。

辻委員 何かテレビで、ちゃんと規定、許可を受けたところで残土処理したけど、それがもう山積みになって住民にかなり危険やということで、テレビでしていますけど、せっかく町のやつを向こうへ預けるねやったらやっぱりその辺の、適切。多分、ここの業者さんはそんなことでしていると思いますけども、その辺の対応もよろしくお願ひしたいのと、それとやっぱり、かなり車がこういろいろ、搬出するのに車、やっぱりかなり出てきますので、その辺のことでやっぱり交通整理と、ルートをしながら地元に対処していただきたい。中川委員も言われましたけど、やっぱりその辺の地元対応、またよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 私のほうも、各委員からも出ていますけど、地元対応が心配です。こういうふうに壊すとなると、音などもかなり、近隣にご迷惑をおかけすることになるのかな。議会の議決後597日間というかなり長い日程にわたってこの工事をやっていく中では、本当に近隣の皆さまのご理解、ものすごく必要なことですので、またそれでね、近隣とのトラブルが出てこないように、十分に対策をとってやっていただきたい。ご納得、近隣の方にしていただけるようにしていただきたいという思いを持っております。各委員の皆さんもそうだろうと思いますので。また、我々も、いろいろな苦情が住民さんから届くっていうのは、私たちが聞くのも嫌

ですし、担当課としてもね、そういう苦情をえろう受けなあかんというのは、あとあと大変なことになってくると思いますので、できるだけそういう対策をとってやっていただきたいということ、お願いしておきます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたします。

その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてであります。来々年4月から実施をいたします

安心サポートごみ収集事業につきましては、明日12月11日付で書面によりまして各自治会長様に、また、民生委員様につきましては19日開催予定の定例会におきまして、それぞれ安心サポートごみ収集事業の創設のご案内をさせていただき予定にしております、住民の方々につきましては、来年1月号町広報紙によりまして事業創設のご案内をさせていただき予定にしているところであります。

その他の事項につきましては、前回の委員会後、特段ご説明、ご報告申しあげる内容はなく、また、順調にごみ減量化・資源化の推進も図られているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見などがありましたらお受けいたします。何かお尋ねになりたいことはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 特にないようですので、以上で継続審査については終わらせていただきます。

次に、3番目、各課報告事項についてを議題とさせていただきます。

1点目は、地域包括ケアシステムについてでございます。これについて、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、地域包括ケアシステムの関係につきまして、本日お配りしております資料の2によりご説明をさせていただきます。

初めに、資料2の2枚目をごらんいただきたいと思います。

全国的な傾向と同じく、斑鳩町におきましても急速に高齢化が進展しており、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年、2025年には、高齢者数は約8,500人、高齢化率で約33%に達すると推計され、

町民の3人に1人が高齢者となることが見込まれております。また、同時に、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加していくことも予測されております。

このような状況の中で、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったケアを地域で一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが重要となってまいります。

この地域包括ケアシステムにつきましては、様々な関係者の協力のもとで、保険者である市町村が中心となって、都道府県とも連携・協力しながら、地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要となってまいります。

昨年、国においてとりまとめられました社会保障制度改革国民会議報告書においても、病院完結型医療から、地域全体で治し、支える地域完結型医療への転換を図っていく上で、その受け皿となる地域包括ケアシステムづくりの推進が必要であり、各種の取り組みを進めていくべきとされているところでございます。

地域包括ケアを実現するためには、先にあげさせていただきました医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つの視点での取り組みが、利用者のニーズに応じて5つの要素の適切な組み合わせによってサービスを提供する包括的、また、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービスを提供するといった継続的に行われることが必要となってまいります。

それでは、それぞれの要素における取り組みにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず1つ目に、医療でございます。これは、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の整備に向けた取り組みを推進することです。在宅医療に取り組む病院や診療所、歯科診療所等の拡大を図り、地域における病診連携・診診連携や、在宅医療を支える多職種の連携強化、情報共有システムの構築等がその具体的な取り組みとなります。

2つ目に、介護でございます。これは、各種介護保険のサービス拠点

の整備による多様な在宅サービスを充実することがあげられます。また、地域包括支援センターを中心に、多職種が協働しながら、高齢者を支援していく体制づくりや、利用者に関する相談・指導やケアプラン作成技術の向上、医療・介護サービスの幅広い知識の習得など、ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みを推進し、その中から地域課題についても抽出、解決していくシステムを構築していくことが、その取り組みとなります。

3つ目に、予防でございます。これは、介護予防として、保健事業等とも連携し、できる限り要介護状態とならないための予防事業を推進していく取り組みとなります。

4つ目の生活支援は、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえ、見守り、配食などの生活支援、財産管理などの権利擁護サービスなど様々な生活支援サービスを地域と共に推進していく取り組みとなります。

最後に、住まいであります。高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリー化の推進や、サービス付き高齢者向け住宅などの整備などがあげられるところでございます。

また、図の左側に地域包括支援センターが位置づけられておりますが、この地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護・福祉分野の連携が不可欠であり、医療分野から介護・福祉への連携、介護から医療・福祉へのアプローチなど、多方面からの連携の働きかけが生まれる状況をつくっていくことが必要となります。地域包括支援センターは、その連携のコーディネーター役を担うものであり、介護の分野での役割も含め、非常に重要な位置づけがされているところであります。

資料2の裏面でございます。こちらのほうは、地域包括ケアシステムの捉え方として、ただいまの5つの構成要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものでございます。

地域における生活の基盤となる住まい、生活支援をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである医療、介護、予防を植物と捉え、植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括

ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための生活支援・福祉サービスがあることが基本的な要素となります。また、その養分を含んだ土があって初めて、専門職による医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・予防が効果的な役目を果たすものと考えられております。

以上が、地域包括ケアシステムの概要の説明でございますが、斑鳩町におきましても、平成37年にこのシステムを機能させるため、来年度から始まります第6期介護保険事業計画期間において、その基盤整備に努めていくこととなっております。

それでは、具体的な施策について、ご説明をいたします。

資料の1枚目をごらんいただけますでしょうか。

資料にお示ししておりますとおり、具体的な施策といたしまして、大きく3つに分かれております。

1つ目は、在宅医療・介護連携の推進でございます。

この事業は、さらに、(ア)の地域の医療・介護サービス資源の把握から、(ク)の二次医療圏域内・関係市町村との連携の8つに分かれております。

2つ目は、認知症施策の推進でございます。この事業は、現在示されている事業といたしまして、認知症初期集中支援推進事業から、(ウ)の認知症ケア向上推進事業の3つに分かれております。

3つ目は、生活支援・介護予防サービス（総合事業）の基盤整備等の推進でございます。

この事業は、大きく2つに分かれておりまして、①の新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問型サービス、通所介護サービス、介護予防サービス等に関する事業、②の生活支援体制整備事業は、コーディネーターの配置や協議会の設置により生活支援体制を整備していく事業でございます。

これら全ての事業について、平成30年4月までに実施する必要がございます。ただし、(3)の

①番でございますが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、その実施に向けた基盤整備等に相当の時間を要すると見込まれますことから、その実施開始時期について2年間猶予する旨を条例で規定いたしまして、平成29年度より実施することで進めております。

こちらにつきましては、11月27日に開催いたしました地域包括支援センター運営協議会の中でご審議をいただき、この方向性についてご理解もいただいたところでございます。

最後に、先ほども申しあげましたとおり、今後、地域包括ケアシステムを構築していくに当たりましては、地域包括支援センターは重要な位置づけをされており、その果たす役割は非常に大きいものと認識をしております。このことから、地域包括支援センターの機能強化も含め、地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、地域包括ケアシステムに関する報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと聞きたいんですけどね、この資料2枚目の2番の包括ケアシステムのこの絵の中でね、ちょっと思ったんですけど、在宅系サービスとか、施設・居住系サービスっていろいろこれ書いているんですけど、今、斑鳩には、これ全部そろっているんですかね。そろっていないやんね。

委員長 事業者の状況ですね。現在、町内の事業者としては現状どうなっているのかというお尋ねだと思いますが。 植村住民生活部長。

住民生活部長 斑鳩町の域内に全てのサービスがあるかということ、それはございません。ただ、ここに書かせていただいているサービスは、基本的には介護

保険を利用して利用するサービスでございますので、例えば近隣の郡山市、王寺町等々のサービスは、斑鳩町の方が利用することは可能です。ですので、斑鳩町の中で全てのサービス事業所をそろえるというのではなくて、斑鳩町を含むこの圏域、西和圏域や郡山を含めた圏域の中で、どうサービスの底上げを図っていくかということが重要になるのかというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

今、圏域という言葉が出ましたけれども、部長からも郡山という声が上がりましたが、この二次医療圏域内、関係市町村との連携ということではね、今、新しい、6次の介護保険の計画の中で、西和7町とのいろいろなサービス提供などいろいろ、保険料も含めて、協議をされているというふうには聞いているのですが、今、出ましたように、郡山であったり、ひよつとしたら生駒であったり、ひよつとしたら広陵であったりとか、本当にちょっと足を伸ばせばまた使う、斑鳩町でも天理市内の施設を利用しているケースもございます。こういうことからですね、この関係市町村との連携とかいうところについてね、私もちょっとどうなんやろうなど、斑鳩町の人利用している地域、結構あちこちに飛んでいるような気もするので、この辺が十分連携ってとれるのかなってというのが、ふと心配になったところもございます。

今の説明の中にも、郡山市も出てきましたけど、今後もそういうことも含めまして、利用者さんがどういった市町村のサービス事業者を利用しているか、そういうところも十分注意していただきましてね、連携のとれるようにしていただきたいというふうに思います。

ほかに、委員の皆さんのほうで何かお尋ねになりたいことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ちょっとじゃあ私、ちょっと尋ねたいのですが、すみません。

1つ目、1枚目のね、3番の②ですね、ここに書かれているちょっと気になるのが、コーディネーターの配置。このコーディネーターっていうのはどんな人が想定されるのかなっていうのと、それと、協議会の設置っていうことなのですが、今、介護保険の運営協議会と、地域包括支援センターの運営協議会は同じメンバーで事務局だけが入れ替わって同時開催されているような状況にあるのですけれども、その地域包括支援センターの運協が、この協議会の設置っていうことになるとどうなっていくのか。この辺がちょっと私は、今、見えてこないんで、コーディネーターのことと協議会の設置について、もう少し考え方をお聞かせいただけたらと思うのですが。 本庄福祉課長。

福祉課長

今現在、国のほうから示されております当該コーディネーターあるいは協議会の関係でございますけれども、国が示しておりますのは、生活支援コーディネーター、いわゆるこちらの資料に書かせていただいております地域支え合い推進員、あるいは協議会を設置することによりまして、地域、市町村が中心となってサービスが創出されるよう取り組みを積極的に進めるということとなっております。

コーディネーターにつきましては、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた協議コーディネート機能、いわゆる担い手の養成や発掘、あるいはネットワーク構築の機能を果たすものと、このようになっております。

協議会につきましては、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画、いわゆるサービスを提供していただく提供主体、あるいは、今、言われております、例えばNPOであったりとか、の方等に参画いただいて、いわゆる情報共有及び連携強化の場として中心となるネットワーク、いわゆるネットワーク、連携を構築する目的に設置するのが協議会と、このように国のほうでは、今、イメージをされておきまして、具体的な指針であったりとかいうものについては、今後恐らく出てくるのかなというところでございます。

委員長

そうしたらね、協議会はわかったけど、じゃあその協議会と、今、地域包括支援センターの運協ですよ、地域包括の運協との関連っていうのは、どんなふうなイメージを持ったらええのかなっていうのと、今のコーディネーターの話。コーディネーター何人か置くと。このコーディネーターさんっていうのは完全なボランティアなんですか。それとも、きちっとした、地域包括支援センターで何人かをコーディネーターとしてしっかり、時間給であったり、その、あれかな、そういう有償で採用できる立場の人になるのか、その辺のね、ちょっと考え方がどうも見えてこないの、ちょっともうちょっと、どんななっているか。

植村住民生活部長。

住民生活
部長

地域包括ケアシステムにつきましては、ことし法律がいろいろ改正されてきて出てきて、こういうイメージとかいうのは出てきているのですが、具体的な、例えばガイドラインみたいなのは今後出てくるのではないかと考えております。要は、あんまりそういう具体的な、はっきりとしたイメージを描くようなことはまだ出てきていないというのが現状でございます。

先ほどありましたように、例えばこの地域支援のコーディネーターというのが、それが例えばボランティアなのか、NPOなのか、組織を組むのかどうかということも、今後、課長言いましたように、方針も出てくるだろうと。出てこないとなかなか市町村、私たちも動けないというのがございます。

この協議会というのは、あくまでも関係者、サービスを提供する関係者による協議会というイメージでありまして、地域包括支援センターの運営協議会というのは、地域包括支援センターそのものをどのように動かしていくか、それを発展させて今後の地域包括ケアシステムをどういうふうな方向、どういうふうなあり方で持っていくのかというもっと大きなことを話し合う協議会ですので、そういう大きな方針の協議会と、ここにある協議会というのは関係者の、何て言うんですか、現場と言いますか、第一線での情報交換とか、そういう協議会ということですので、

おのずとそういう基本的な役割は違うものというふうに、今、イメージをしているところでございます。

委員長

そういうことで、国のほうではぼやっと、輪郭だけが何か出てきたような形で、中身についてはまだ細かく担当のほうもわからない状態だということで、コーディネーターのそういう資格が要るのだろうかというようにお声も委員さんからも出ています。

こういうことについては、もう本当に地域包括支援センターがどうやっていくのか、本当に介護の中心的な担い手になっていく、もちろん事業者さんもやっていただかんといけません、大もととなる地域包括支援センター、この問題ていうのは、非常に今後も目が離せないというふうに思っておりますし、やっぱり担当の常任委員会としては、その動向ていうのはきちっと見ていかなければならないというふうに考えますので、またいろいろな、国からいろいろな問題が示されてきたときには、当然地域包括支援センターの運協も介護保険の運協ももちろん通していただきたいですが、当委員会にもきちっとご報告、説明のほうしていただけますようお願いしておきたいと思えます。 池田副町長。

副町長

1点だけあれですけども、地域包括支援センターの、よく、何というかよく委員長出されておりますけども、この地域包括ケアシステム全体を動かすのが、今、全体を動かす中で、地域包括支援センターというのはそのうちの1つ、医療機関もその1つ、介護施設もその1つでありますので、地域包括支援センターはその1つ。そうしたら、これ全体を5つ、6つの、全体を動かす組織が要るわけなんですわ。それが福祉課だけでは絶対できないです。かといって、健康対策課だけではできない。そうしたら、そういう大きな動かす組織が絶対1つ要りますので、来年度中にはそういう組織、せやから地域包括ケアシステムを全体を動かす推進協議会というのが必ず必要になってまいりますので、これの体制づくりに来年度は取り組んでいきたい、このように考えておりますので。それで全体を見ていくと。その中で、今、社協にある地域包括支援セン

ターがどうあるべきかという議論をしていきたいと考えておりますので、そういう流れになっておりますので。

委員長

よくわかりました。

委員皆さんのほうでほかに何か、この際ですので尋ねておきたい、また、意見を申しあげておきたいということがございましたら、お聞きいたしますが、よろしいございますか。

(な し)

委員長

それでは、以上で1点目のほうは終わらせていただきたいと思います。続きまして、2点目、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、理事者のほうからの報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきまして、今回の一般会計補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私のほうよりご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページをごらんいただけますでしょうか。

初めに、歳入の予算補正につきましてご説明をさせていただきます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金の第2節障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回りますことから、自立支援給付費負担金1,350万円と、障害児施設措置費（給付費等）負担金750万円の増額補正を、第4節児童手当負担金では、児童手当の支給対象児童が当初見込みを上回りますことから、児童手当交付金121万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、第2目民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第3節障害福祉費負担金

で1,050万円、第5節児童手当負担金で39万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の、第2項県補助金では、第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金で、旧北庁舎において進めております民間保育所整備の支援につきまして、国の待機児童解消加速化計画に採択され、補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされましたことから、安心こども基金特別対策事業費補助金2,745万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

この補助率のかさ上げによりまして、事業者の負担額については変更ございませんが、町の一般財源からの持ち出し額につきましては、12分の3から12分の1に減額となるものでございます。

続いて、10ページにお移りいただけますでしょうか。

第17款寄附金、第1項寄附金でございます。ふるさと納税としてご寄附をいただきましたことから、第1目寄附金、第2節福祉費寄附金で9万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、平成25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算交付を受けることから148万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入予算に関する予算補正の内容でございます。

続きまして、歳出の予算補正についてでございます。

本補正予算では、本年の人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費所要額の補正につきまして、それぞれの費目において計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、14ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費で、住民課職員の人件費所要額として、それぞれの費目において、合わせて354万円の増額補正をお願いしております。

続いて、16ページでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費でございます。

初めに、第1目社会福祉総務費では、福祉課及び国保医療課の職員に係る人件費所要額として、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費において、合わせて353万7千円の増額補正をお願いしております。

また、第25節積立金で、歳入で申しあげました福祉費寄附金9万5千円のうち、福祉基金への積み立てを希望された6万円の増額補正、第28節繰出金では、国民健康保険事業特別会計における人件費所要額の予算補正により274万円の減額補正をお願いしております。

第2目国民年金事務取扱費では、国保医療課職員の人件費所要額の補正として7万9千円の増額補正をお願いしております。

第5目医療対策費では、各事業の助成金が当初見積りを上回りますことから、第20節扶助費で、心身障害者医療費助成金310万円、重度心身障害老人等医療費助成金260万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

第8目障害福祉費では、各事業の給付費が当初見積りを上回りますことから、第20節扶助費で、障害者介護給付・訓練等給付費2,700万円と、障害児福祉サービス給付費1,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

17ページにお移りいただきまして、第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費でございます。第11節需用費で、液化天然ガスの輸入単価の上昇に伴うガス料金の値上げ等によりまして、光熱水費105万円の増額補正をお願いするものでございます。

第10目介護保険事業繰出費では、第28節繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費所要額の予算補正により90万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、第2項児童福祉費でございます。

初めに、第1目児童福祉総務費で、福祉課職員の人件費所要額の補正として690万8千円の増額補正と、次世代育成の充実にいただいた寄附3万5千円の財源振替をお願いしております。

17ページから18ページにかけましての第2目保育園費では、町立保育所の職員に係る人件費所要額257万3千円の増額補正をお願いし

ております。

また、北庁舎での民間保育所整備に係る補助金の増額により、財源振替についても合わせてお願いをしているところでございます。

18ページにお移りいただきまして、第4目児童手当支給事業費では、第20節扶助費で、児童手当の支給対象児童が当初見込みを上回りますことから200万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、第4款衛生費、第1項保健衛生費でございます。第1目保健衛生総務費で、健康対策課及び環境対策課の職員に係る人件費所要額として775万4千円の増額補正をお願いしております。

19ページにお移りいただきまして、第2項清掃費でございます。環境対策課の職員に係る人件費所要額として、第1目清掃総務費で150万2千円の減額補正、また、第2目塵芥所理費で65万9千円、第3目し尿処理費で153万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表繰越明許費補正でございます。

今回の繰越明許費では、住民生活部が所管するものとしまして、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳システム改修事業として777万6千円の予算措置をお願いしております。

本システム改修につきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備に関するものでございまして、9月議会では、厚生労働省関係の各システム整備について予算補正をお願いしたところでございます。今般、総務省から国の仕様等の確定が遅れている状況にあること、また、2か年事業で対応できるとの見解が示されたところでございます。

このことから、本年度は本システム改修のうち交付決定を受けた一部のシステム改修については着手をしておりますが、本年度会計において事業を完了することが見込めないため、繰越明許費の予算措置をお願いするものでございます。

以上が、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち住民生活部の所管に関する補正予算の内容となっております。

なにとぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
何かございますか。特にございませんか。

(な し)

委員長 特にないようですので、2番目についても終わらせていただきます。
そのほかに、理事者のほうから報告しておくことはございますか。

(な し)

委員長 ございませんね。
そうしましたら、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、4番目のその他について議題とさせていただきます。
各委員皆さまのほうから、質疑、ご意見などがございましたらお受け
いたします。いかがでしょうか。その他について、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についても終わらせていただきます。
それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員
会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして厚生常任委員会を閉会とさせていただきます。

皆さま、ご苦労さまでございました。

(午前11時17分 閉会)